

「いじめ防止対策推進法」を踏まえた本校の取り組み

金山中学校

1 目的<道徳との関連4-(3)>

教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことについての理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、全ての児童生徒が自己有用感や充実感を感じ、安心して学べる教育環境づくりに努める。

<いじめの定義>

いじめの定義 法第2条で定められているとおり、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止対策の基本理念

- (1) いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、その未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての児童生徒に認識させるとともに、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめ防止対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に取り組む。

3 方針

- (1) いじめられた生徒の立場に立ち、心に寄り添った対応に努める。
- (2) いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努める。
- (3) 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用する。
- (4) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し判断する。
- (5) インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努める。
- (6) 教員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、法第22条の学校いじめ対策組織へ事案の情報共有を行うこと。

4 学校で行うべき取り組み

項	内 容	推進者・実施者
道徳教育の充実	○道徳の時間での指導 1年 「さかなのなみだ」、近くいた友「トマトとメロン」『話の帰し』 2年 「五月の嵐」、「リズヴェット」『ライブ』『ヨソト』 3年 「卒業文藝後の二行」『思いを伝えることの難しさ』『随うんだよ、健司』『言葉の向こうに』 ○日常の指導 授業、清掃 短学活、給食 部活動	学級担任 全教員 学級担任 部活動顧問

早期発見の措置	<ul style="list-style-type: none"> ○校内の連絡体制 ○定期的な調査の実施 ○定期的アンケートの教育課程の位置づけ（悩み事調査） ○定期的教育相談の実施 ○保護者との定期的懇談 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問 ・保護者会 ・個別面談 ・三者面談（全学年） 	<p>教頭、教育相談 生徒指導主事</p> <p>生徒指導主事・教務主任 全教員</p>
相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○自発相談の窓口と対応の整備 ○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携 ○保護者からの相談窓口 	<p>（養護教諭） スクールカウンセラー 生徒指導主事（養護教諭）</p> <p>教頭、担任、学年主任</p>
インターネット対策	<ul style="list-style-type: none"> ○情報モラル教育の充実 情報モラル教育の教育課程の位置づけ・実施 ○保護者への啓発 入学説明会、PTA 行事、学級懇談会等の活用 ○スマホ・携帯電話等所持率・インターネット利用状況調査 	<p>情報担当</p> <p>教頭、教務主任</p> <p>生徒指導主事</p>
いじめ対策推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○メンバーの決定 <ul style="list-style-type: none"> ・役割分担 ○調査と対応マニュアルの整備 	<p>校務運営委員会が兼ねる。 （生徒指導委員会）</p> <p>教頭、生徒指導主事</p>
いじめ発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○対応マニュアルの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・実態調査、いじめ防止措置義務、保護者に対する報告義務、保護者との協議義務 ○対応の方法 <ul style="list-style-type: none"> ・的確な情報収集、基本的な緊急対応、調査による実態把握、解決に向けた指導援助、継続指導、再発防止 ○警察との連携 	<p>教頭、生徒指導主事</p> <p>教頭、生徒指導主事</p> <p>教頭、生徒指導主事</p>